

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

告 示

○私立学校振興助成法による監査事項

(私学文書課)

一

○県税等の収納事務の委託

(税 務 課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

二

○認証食品の認証

(食産業振興課)

三

○保安林の指定

(森林整備課)

三

○保安林の指定の予定

(同)

三

○公有水面埋立ての免許

(水産業基盤整備課)

三

○道路の区域変更(四件)

(道 路 課)

四

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

五

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

七

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(都市計画課)

七

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(同)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(情報システム課)

八

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件)

(契 約 課)

一一

公 告

○公安委員会

(契 約 課)

一一

規 則

- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則 一一
- 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 一二
- 取用委員会 一三
- 国道四十五号風越二号事件裁決手続開始決定 一四
- 国道四十五号風越一号事件審理の中止 一四

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第九号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則(平成七年宮城県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号(一)の表一〇の項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮城県告示第七十七号

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四条第三項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人等が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。

なお、私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項(昭和五十四年宮城県告示第一号)は、平成二十七年年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類(資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く)が作成されているかどうか。

○宮城県告示第七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の
収納事務を平成二十八年二月一日次のとおり委託した。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税

鉾区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の
税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定に
より法人の事業税の例によることとされる地方法人特別税を含む。）

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

産業廃棄物税

二 委託の相手方

東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブーンイレブ・ジャパン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社

神奈川県横浜市中央区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローブスチェーン株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ
群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス

三 委託期間

平成二十八年二月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害
児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四
の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五三二〇〇五九	障害者日中活動支援施設のぎく 遠田郡美里町練牛字十二号四十八番地一	放課後等デイサービス	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十八年三月三十一日

○宮城県告示第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二六一〇〇三二	多機能サポーターランド さわおとの森 宮城郡利府町沢乙字 欠下東十八番二	生活介護	特定非営利活動法人 さわおとの森	平成二十八年三月一日
○四一三六〇〇一〇七	のぞみ福祉作業所 本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六一三	生活介護	社会福祉法人 洗心会	平成二十八年四月一日

○宮城県告示第百八十一号
 宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年三月四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百五十	農産物漬物	相澤サカ子	相澤サカ子	宮城県七ヶ浜町笹山二一
二百四十五	農産物漬物	相澤サカ子	相澤サカ子	宮城県七ヶ浜町笹山二一

二 認証年月日

平成二十八年二月十二日

○宮城県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市十八成浜中山一三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大畑一六五、一八九の一から一八九の四まで、二二四の八、字竹の沢一の五、一の六四、二の五八、一六四の一、一六八の五、津山町柳津字石貝二二一の九、一二八の七、一二八の一五から一二八の一七まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十八年二月二十六日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

一 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜百十三番、百十六番に隣接する公有水面

二 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一一四七八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(春分秋分の満潮位(DL+1.50メートル)により決定)により囲まれた区域

①の地点 石巻市寄磯浜前浜百三十二番地二地内に設置された基点A(北緯三八度二三分二二・〇秒、東経一四一度三三分三三・八秒)を基点とし、基点より二四五度二三分三九秒 八・八四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二一六度二八分〇六秒 七〇・三五メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分〇八秒 一二・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 七〇・〇四メートルの地点

三 面積

八四二・三〇平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

一 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜百十三番、百十五番、百十六番、百十八番、百二十番、百二十二番に隣接する公有水面

二 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一一四七八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(春分秋分の満潮位(DL+1.50メートル)により決定)により囲まれた区域

①の地点 石巻市寄磯浜前浜百三十二番地二地内に設置された基点A(北緯三八度二三分二二・〇秒、東経一四一度三三分三三・八秒)を基点とし、基点より一九八度四五分二三秒 八・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二一六度二八分一〇秒 一三七・九七メートルの地点

①の地点 ②の地点から 三〇六度二八分一二秒 一四四・三三メートルの地点

②の地点 ①の地点から 三六度二八分一〇秒 一六六・五六メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一二四度五九分〇三秒 六九・六〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二一六度二三分二六秒 二五・六九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一二五度一二分〇一秒 五三・六四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二四四度五七分三九秒 七・四四メートルの地点

三 面積

二二、二三一・九〇平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 中田栗駒線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
栗原市若柳字川北並柳三五番四地先から 同市若柳字福岡小谷町浦二九四番一地 先まで	後B	前B	後A	七・五	三、四一八・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				四・八	三、一八四・二	
				四二・〇	三、一八四・二	

○宮城県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土

本事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 若柳花泉線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
栗原市若柳字川北欠三六番六地先から 同市若柳字川北片町裏二八九番一地先 まで		前		A		五七七・七		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後		B		九三九・〇		
		後		B		四二二・〇		

○宮城県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
気仙沼市本吉町卯名沢二三七番一地先から 同市本吉町卯名沢二四一番二地先まで		前		一六・五		一六〇・〇	
		後		一五・〇		一六〇・〇	

○宮城県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
気仙沼市浪板五五番五地先から 同市浪板二番一地先まで		前		A		一一七・〇		上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後		B		一一七・〇		
		後		C		一一七・〇		

○宮城県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名取市高館川上来光(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災防砂課及び宮城県仙台土木事務所
来光沢	土石流	土石流	
岩口上沢	土石流	土石流	

滝の沢1	鍋割沢	雷神の1	志賀古沢元の2	長坂	雷神沢	畑向沢2	千貫沢	ゆりが丘一丁目	東金剛寺	来光	相互台の2	6 ゆりが丘の	5 ゆりが丘の	那智が丘三丁目2	那智が丘三丁目1	2 ゆりが丘の	エド沢	いの又山沢	ゆりが沢
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	
登米市東和町米谷字滝沢、吉田（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字畑の沢、高城山（次の図のとおり）	岩沼市志賀字古沢元、字雷神（次の図のとおり）	岩沼市志賀字古沢元（次の図のとおり）	岩沼市志賀字長坂、字北沢（次の図のとおり）	岩沼市志賀字古沢元、字雷神（次の図のとおり）	岩沼市北長谷畑向山（次の図のとおり）	岩沼市南長谷泉（次の図のとおり）	名取市ゆりが丘一丁目、高館熊野堂（次の図のとおり）	名取市高館川上字五反田、字来光（次の図のとおり）	名取市高館川上字五反田、字来光（次の図のとおり）	相互台東一丁目、高館熊野堂字堀切山（次の図のとおり）	名取市ゆりが丘一丁目、高館熊野堂（次の図のとおり）	名取市ゆりが丘の目（次の図のとおり）	名取市那智が丘三丁目、高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	名取市那智が丘三丁目、高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	名取市ゆりが丘一丁目、ゆりが丘五丁目（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂今成西（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂今成西（次の図のとおり）	名取市ゆりが丘一丁目、高館熊野堂（次の図のとおり）
次の図のとおり																			
宮城県土木部防犯課及び宮城北部土木事務所 登米地域事務所																			
新山の1	倉沢の1	小館の2	小館の1	八幡の3	八幡の2	八幡の1	北山	赤坂	坂の下沢	小館沢4	小館沢2	小館沢3	大貫沢12	高寺沢12	高寺沢11	水沢	軽米沢2	朴の沢	背板沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
栗原市若柳有賀字新山（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字倉沢（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字小館（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字小館（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字八幡（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字八幡（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字八幡（次の図のとおり）	栗原市花山字草木沢北山（次の図のとおり）	栗原市花山字草木沢赤坂（次の図のとおり）	栗原市花山字本沢木落（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字堺（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字浜井場（次の図のとおり）	栗原市若柳有賀字浜井場（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字山崎、雨乞、鍛冶屋（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米川字軽米（次の図のとおり）	登米市東和町米川字軽米（次の図のとおり）	登米市東和町米川字西綱木（次の図のとおり）	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）
次の図のとおり																			
宮城県土木部防犯課及び宮城北部土木事務所 栗原地域事務所																			

大久保沢
急傾斜地
の崩壊
栗原市若柳武鎗字大久保沢（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
今成	地すべり	名取市高館熊野堂字今成、字今成西、字今成東、字堀ノ瀬（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
銅谷沢	土石流	岩沼市志賀銅谷、八森、新八森（次の図のとおり）	
長坂沢	土石流	岩沼市志賀字八森、字新八森、字猪ノ倉、字長坂（次の図のとおり）	
宮脇	地すべり	岩沼市志賀字長坂、字北沢（次の図のとおり）	
境沢	土石流	登米市東和町米川字飯土井、六反（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
カバノ沢	土石流	登米市東和町米川字町下（次の図のとおり）	
高屋敷沢	土石流	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）	
大貫沢ー1	土石流	登米市東和町米谷字雨乙（次の図のとおり）	
小横道	地すべり	栗原市一迫字沢小横道（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
鹿ノ沢	地すべり	栗原市若柳武鎗字鹿ノ沢（次の図のとおり）	
天ヶ沢	地すべり	栗原市花山字本沢天ヶ沢（次の図のとおり）	
砥沢	地すべり	栗原市花山字本沢沼山（次の図のとおり）	

油畑沢	田代	山口	日影森
地すべり	地すべり	地すべり	地すべり
栗原市栗駒鳥沢油畑沢（次の図のとおり）	栗原市栗駒鳥沢山神（次の図のとおり）	栗原市栗駒文字山口（次の図のとおり）	栗原市栗駒文字高平（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十一号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画高度利用地区

- 2 名称 名取駅前地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百九十二号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業

- 2 名称 名取駅前地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百九十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称
 1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・四号片浜鹿折線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

八幡地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係る機器設備提供及び運用管理業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び調達仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成三十三年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県庁行政舎内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしないこと。

た者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

9 過去二年間に種類、規模をほぼ同じくする委託契約を数回以上にわたって締結し、かつ、履行実績を有すること。

10 次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(一) ISMS適合性評価制度の認証を受けていること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1から7、9及び10(一)までの要件をすべて満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが8の要件を満たしていること。

(三) 本業務でシステムそのものと作業で関わりのあるデータセンターやシステム移行、運用に携わる全ての構成員が10(二)の要件を満たしていること。

(四) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班（担当 相澤 智道 電話〇二二二

一一二四七六）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十八年三月三十日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年三月二十五日（火）から三月三十一日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム又は書面により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十八年四月十二日（火）午前九時から十三日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限 平成二十八年四月十三日(水)午後五時まで(郵送により提出する場合は、二重封筒とし、外封筒に入札に係る委託業務の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十八年四月十四日(木)午前十時 宮城県行政庁舎六階 震災復興・企画部会議室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

(一) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者

(二) 落札となるべき価格の入札者が二者以上あるときは、電子調達システムを用いた電子くじにより落札者を決定するものとする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Rental of hardware, equipment, etc. and operational management services for Miyagi Prefectural Government Electronic Common Base System (1

set)

2 Duration of Contract : From contract settlement to Dec 31, 2021

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office and other locations

4 Deadline for Bid Submission : April 13, 2016, 5:00 p.m.

5 Place and Time for Bid Selection : April 14, 2016, 10:00 a.m., Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Meeting Room, 6th Floor, Miyagi Prefectural Government Building

6 Contact Information : Tomonichi Aizawa, System Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2476

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
栗原市栗駒中野田町西二百十四番一の一部、二百十五番一の一部(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
登米市追町佐沼字中江一丁目七番地の一
株式会社ウジエスパー

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市牛網字駅前二丁目六十八番の一
地域名称
東松島市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域

(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町旭が丘三丁目三十八番、三十九番の一部、同町浦宿浜字外山四番一の一部、五番一、六番一の一部、五十番一の一部、五十一番の一部
女川町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月四日

一 落札に係る建設工事の名称 石巻合同庁舎新築工事(二十七債務総一〇六一A〇一号)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年一月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友・深松・石堂特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設株式会社東北支店 仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

五 落札金額 三十三億四千八百万円(消費税及び地方消費税を除く)

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月四日

一 落札に係る建設工事の名称 気仙沼合同庁舎新築工事(二十七債務総一〇七一A〇一号)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年一月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 青木あすなろ・仙建工業・豊和特定建設工事共同企業体 代表者 青木あすなろ建設株式会社東北支店 仙台市太白区長町三丁目七番十三号

五 落札金額 二十二億円(消費税及び地方消費税を除く)

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月四日

一 落札に係る建設工事の名称 南貞山運河河川災害復旧工事(三工区)(平成二十七年年度県債三一)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地震災一四〇九一A〇九号)

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年一月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 前田・春山・ワタケン特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社東北支店 仙台市青葉区二丁目四番十一号

五 落札金額 三十五億六千八百八十万円(消費税及び地方消費税を除く)

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十一月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 西水路南地区防潮堤(その三)工事(平成二十七年年度県債震復社整防〇〇二〇〇一A〇一号)

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年一月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東洋・本間・熱海特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号

五 落札金額 四十一億九千六百四十万円(消費税及び地方消費税を除く)

六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十一月四日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条総務課の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 情報公開に関すること。

(8) 個人情報保護に関すること。

第5条広報広聴課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

中央交番	石巻市中央三丁目8番1号
湊交番	石巻市伊原津二丁目1番23号
湊交番	石巻市伊原津二丁目1番23号

める。

別表第2中

指ヶ浜駐在所 牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜1番地

赤井駐在所 東松島市赤井字川前三番153番地1

赤井駐在所 東松島市赤井字川前三番153番地1

高清水駐在所 栗原市高清水中町30番地3

高清水駐在所 栗原市高清水中町30番地4

別表第3中

石巻警察署 水上警備派出所 石巻市潮見町16番地1

岩沼警察署 仙台空港警備派出所 名取市下増田字南原無番地ナルビル内 仙台空港新旅客ターミナルビル内

石巻警察署 水上警備派出所 石巻市潮見町16番地1

める。

別表第4仙台東警察署の表高砂交番の項中「田子」の次に「田子西二丁目、田子西三丁目」を加える。

別表第4岩沼警察署の表早股駐在所の項中「早股」の次に「、恵み野一丁目から恵み野三丁目まで」を加える。

別表第4石巻警察署の表石巻駅前交番の項中「泉町一丁目」を「旭町、泉町一丁目」に改め、「大手町」の次に「門脇町一丁目から門脇町五丁目まで」を、「末広町」の次に「、住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、田代浜」を、「田道町二丁目」の次に「、中央一丁目から中央三丁目まで」を、「真山五丁目まで」の次に「、中瀬」を、「羽黒町二丁目」の次に「、雲雀野町一丁目、日和ヶ丘一丁目から日和ヶ丘四丁目まで」を、「双葉町」の次に「、南浜町一丁目から南浜町四丁目まで」を加え、同表中

中央交番	石巻市のうち旭町、門脇町一丁目から門脇町五丁目まで、住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、田代浜、中央一丁目から日和ヶ丘四丁目まで、南浜町一丁目から南浜町四丁目まで
湊交番	石巻市のうち鹿巻五丁目まで、鹿巻東、鹿巻本町、川口町一丁目から川口町三丁目まで、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町一丁目から大門町四丁目まで、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、日、日、明神町一丁目、明神町二丁目、吉野町一丁目、吉野町三丁目

湊交番	石巻市のうち鹿巻五丁目まで、鹿巻東、鹿巻本町、川口町一丁目から川口町三丁目まで、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町一丁目から大門町四丁目まで、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、日、日、明神町一丁目、明神町二丁目、吉野町一丁目、吉野町三丁目
-----	---

め、同表女川交番の項を次のように改める。

女川交番	牡鹿郡女川町
------	--------

別表第4 石巻警察署の表中	
指ヶ浜駐在所	牡鹿郡女川町のうち出島、尾浦、御前浜、桐ヶ崎、指ヶ浜、竹の浦
赤井駐在所	東松島市のうち赤井

赤井駐在所	東松島市のうち赤井
-------	-----------

別表第5中	
水上警備派出所	宮城県内水上区域一円

仙台空港警備派出所	仙台空港施設一円
-----------	----------

水上警備派出所	宮城県内水上区域一円
---------	------------

める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中仙台東警察署の表及び岩沼警察署の表の改正規定は、公布の日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年三月四日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 石井 啓一
 - 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝 地内から気仙沼市本吉町九多丸地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
 - 一 一般国道四十五号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）及びこれに伴う一般国道付替工事
 - 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 土地の所在 宮城県気仙沼市本吉町風越

地 番	地 目		地 積（平方メートル）	実 測	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
	公 簿	現 況			
一〇四番	墓地	墓地	五八	五八・〇七	二六・四六

四 土地所有者の氏名及び住所

持分二分の一 土地所有者不明

ただし、登記名義人 亡熊谷岩雄 法定相続人（別冊のとおり）

持分二分の一 亡熊谷もと相続財産 本吉郡本吉町登米沢二番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十八年二月二十二日

○宮城県収用委員会告示第二十二号

国土交通大臣起業の①一般国道四十五号改築工事並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事、②一般国道四十五号改築工事及びこれに伴う一般国道付替工事に係る土地収用事件（国道四十五号風越一号事件）について、次のとおり開始する予定としていた審理を中止する。

平成二十八年三月四日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十八年三月十四日（月）午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等